

防災ヘリコプターの運航範囲

(防災ヘリコプター運航管理要綱第17条より)

1 防災ヘリコプター（以下「航空機」という。）は、次の各号に掲げる活動で、航空機の特徴を十分に活用することができ、かつその必要性が認められる場合に運航するものとする。

(1) 救急活動

ア 山村等からの救急患者の搬送

山村等の交通遠隔地から緊急に傷病者の搬送を行う必要がある場合で、救急車で搬送するよりも著しく有効であると認められる場合

イ 傷病者発生地への医師の搬送および医療機材等の輸送

山村等の交通遠隔地において緊急医療を行うため、医師、機材等を搬送する必要があると認められる場合

ウ 高度医療機関のない地域からの傷病者の転院搬送

遠隔地へ緊急に転院搬送を行う場合で、医師がその必要性を認め、かつ医師が搭乗できる場合

エ その他救急活動上、特に航空機による活動が有効と認められる場合

(2) 救助活動

ア 河川、海等での水難事故、山岳遭難事故等における捜索または救助

水難事故および山岳遭難事故等において、現地の消防力だけでは対応できないと認められる場合

イ 中高層建築物火災における救助

中高層建築物火災において、地上からの救出が困難で屋上からの救出が必要と認められる場合

ウ 山崩れ等の災害により、陸上から接近することができない被災者等の救助

大雨、山崩れ等により陸上からの救助が不可能で、かつ救助が緊急に必要と認められる場合

エ 高速道路および自動車専用道路での事故における救助

高速道路および自動車専用道路での事故で、救急車による収容、搬送が困難と認められる場合

オ その他救助活動上、特に航空機による活動が有効と認められる場合

(3) 災害応急対策活動

ア 被災状況調査および情報収集活動等

地震、台風、豪雨、津波等の自然災害または事故災害（以下「災害等」という。）が発

生もしくは発生するおそれがある場合で、広範囲にわたる被災状況調査および情報収集活動を行うとともに、その状況を監視する必要があると認められる場合

イ 食料、衣料その他生活必需品および復旧資機材等の救援物資、人員等の輸送等

災害等が発生し、または発生するおそれがある場合で、食料、衣料その他生活必需品および復旧資機材等の救援物資、医薬品、人員等を緊急に輸送または搬送する必要があると認められる場合

ウ 災害に関する情報、警報等の伝達広報活動

災害等が発生し、または発生するおそれがある場合で、災害に関する情報および避難命令等の警報、警告等を迅速かつ正確に伝達広報するため必要があると認められる場合

エ その他災害応急対策活動上、特に航空機による活動が有効と認められる場合

(4) 火災防衛活動

ア 林野火災等における空中からの消火活動

地上における活動では消火が困難であり、航空機による消火の必要があると認められる場合

イ 被害状況調査および情報収集活動

大規模火災等が発生し、広範囲にわたる被害状況調査および情報収集活動を行う必要があると認められる場合

ウ 人員および消防資機材等の輸送等

大規模火災等において、人員および消防資機材等の輸送等が困難な場合または航空機による輸送等が有効と認められる場合

エ その他火災防衛活動上、特に航空機による活動が有効と認められる場合

(5) 広域災害応援活動

県が締結している他府県市等との災害応援協定による相互応援

(6) 災害予防活動

ア 災害危険箇所等の調査

イ 住民への災害予防の広報

(7) 防災訓練等参加

(8) 自隊訓練

(9) 一般行政活動

(10) その他運航総括者および運航監督者が必要と認める活動

- 2 航空機の運航は、原則として午前8時30分から午後5時15分までとする。
ただし、日の出から日没までの間における緊急運航の場合はこの限りではない。